

# 個人投資家の税の取扱い等について

2021年12月 1 日

## 1. 電子記録移転権利・第二項有価証券の税の取扱い

- (1) 電子記録移転権利は、第二項有価証券をトークン化したものであることから、税の取扱い・課税は、基本的に、第二項有価証券の取扱いによることとなる。
- (2) 第二項有価証券の取引では、個人投資家は、上場株式やJ-REIT（上場不動産投資信託）、社債、株式投資信託などとは異なり、原則、申告分離課税、譲渡損失の損益通算・3年間の繰越控除の適用、特定口座での取扱いは認められていない。

## 2. 個人投資家の匿名組合出資持分の税制の概要

第二項有価証券の税の取扱いは、個別の有価証券（権利）、投資家の状況に応じて異なるが、例えば、個人投資家が行う匿名組合出資持分の取引では、一般的には、次のとおり課税される。

### (1) 収益分配金

個人投資家である匿名組合員がその営業者から受領する収益分配金（出資の払い戻しとして支払を受けるものを除く。）は、原則、雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる。営業者は所得税等の源泉徴収を行い、個人投資家は、確定申告を行う必要がある。

### (2) 譲渡損益

譲渡損益は、譲渡所得とされることから、総合課税の対象となり、確定申告が必要となる。総合課税の譲渡所得の損失は、他の各種所得の金額と損益通算ができる。

### (3) 契約終了時の取扱い

匿名組合の契約終了時に確定した損失は、雑所得の必要経費になるため、他の雑所得の金額とのみ損益通算できる。

## 3. 個人投資家の投資促進税制の実現

(1) 電子記録移転権利は、流通性が相当程度高まることを前提に、金商法上「第一項有価証券」として取扱うこととされたにもかかわらず、個人投資家の税の課税は、所得税法上従前どおりの取り扱いのままである。

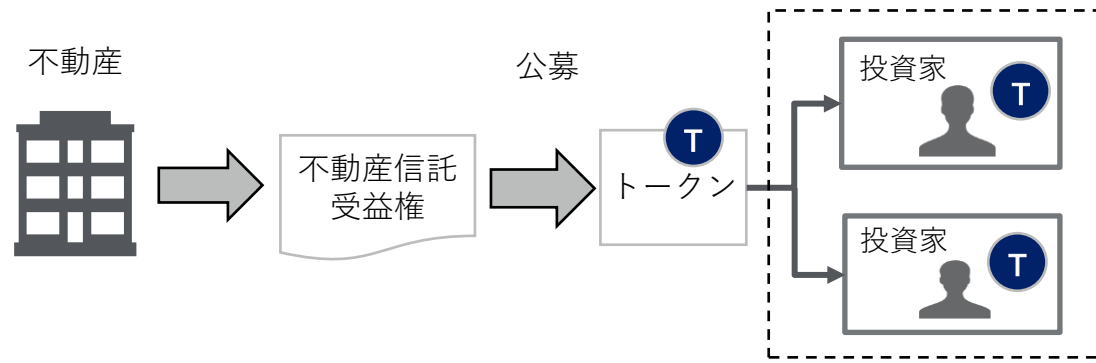
また、同一の不動産・不動産信託受益権（投資対象資産）であるにもかかわらず、トークン化の方法によって、税の取扱いが異なる（【参考】参照）。

(2) 個人投資家の電子記録移転権利への投資を促し、税の取扱いの「ゆがみ」を解消するには、上場株式や、J-REIT、社債、株式投資信託など、所得税法上、上場株式等に区分される場合と同様に、**申告分離課税、譲渡損失の損益通算・3年間の繰越控除の適用、特定口座での取扱いは、必要不可欠**である。

➔ 12月に「セキュリティトークン税制ワーキング・グループ」設置（予定）

12月に、「セキュリティトークン市場活性化委員会」の下に設置、セキュリティトークンに係る税制に関し、電子記録移転権利等の発行、投資を促進するための税制措置等の調査、検討を行い、税制改正に関する要望事項の取りまとめ等を行う。

## 【参考】 トークン化された受益証券発行信託の受益証券と匿名組合出資持分の税の取扱い



同一の不動産・不動産信託受益権（投資対象資産）であって、金商法による同様の開示規制・行為規制が課せられているにもかかわらず、トークン化の方法によって、税の取扱いが異なる。

トークンの所得税法上の取扱い  
(収益分配金、譲渡損益等)

項目	受益証券発行信託の受益証券（金商法2条1項14号）	匿名組合の権利（金商法2条2項5号）
① トークンの分類	トークン化された株式・社債等	電子記録移転権利
② 税法	特定受益証券発行信託（公募）	匿名組合の権利
③ 配当の課税	配当所得に該当 ① 総合課税、② 申告分離課税、③ 源泉分離課税から選択可	総合課税 - 原則：雑所得 - 例外：事業所得又はその他の各種所得
④ 配当の源泉徴収	収益分配金につき、20.315%の源泉所得税	組合からの分配金につき、20.42%の源泉所得税
⑤ 譲渡損益の課税	上場株式等として申告分離課税	総合課税 - 原則：譲渡所得 - 例外：事業所得又はその他の各種所得
⑥ 損益通算	上場株式等に係る譲渡損益と配当所得との損益通算可	配当所得との損益通算不可
⑦ 繰越控除	3年間の損失の繰越控除可	損失の繰越控除不可
⑧ 特定口座への受入	受入れ可	不可
⑨ 導管性の有無	なし	あり